

日本における移民傾向の変動要因

the trend of the immigration to Japan

—在留資格関連手続における不許可及び不交付の分析から—

立教大学大学院 近藤 秀将

1 目的

この報告の目的は、在留資格関連手続（在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格認定証明書交付申請等）における「不許可及び不交付理由（以下「不許可等理由」とする）」傾向を分析し、「国際間の人の移動」（以下「移民等」とする）に対する「変動要因」を明らかにすることである。在留資格関連申請手続における「不許可及び不交付」は、移民等の量的及び質的コントロール要因になり（その集積から一定の「基準」を導き出す）、移民等研究に必要不可欠である。したがって、移民等研究に与える波及効果は非常に高いと考える。

2 方法

そこで、法務省入国管理局が作成・公表している「在留外国人統計」には表れてこない不許可等理由を調査し、その結果から「変動要因」を抽出する。調査の方向性としては「現状把握型」（調査をすることにより、どんな状況で何が起きているのかを把握し、その結果を意思決定に活用することを目的とする）となる。

調査の対象は、在留資格関連手続申請を専門としている入管実務家である行政書士事務所であり具体的事案における不許可等理由を収集した（調査票及びインタビュー調査）。その後、収集した不許可等理由を i) 時期的要因（一年を四分割：①1～3月、②4月～6月、③7月～9月、④10月～12月）、ii) 外的要因（政治的・経済的・その他外国人犯罪等社会的要因）、iii) 入管法改正等の制度改正的要因、iv) 特定要因の観点から研究・分析した。

3 結果

分析の結果、時期によって「経営・管理」等の特定の在留資格で顕著な不許可等理由をまとめることができた。それらは、明らかに法務省令（上陸許可基準）で公に示されている基準（公示基準）を上回る基準（非公示基準）によって不許可等になっており、また非常に「主観」が影響することから統一的な事実認定が難しい、換言すれば、入国審査官等の個人差が出るものと考えられた。この点、前者は、申請者側に十分に手続保障を与えるものではなく、後者の場合は、人治主義的入国審査という色彩が帯びるものである為、法及び手続に対する信頼を損なうおそれがある。

4 結論

以上、非公示基準及び人治主義的入国審査による不許可等理由で特定の在留資格や申請方法で不許可等が続けば、申請者である外国人は、曖昧かつ相互矛盾する不許可等理由により、それらを改善する意思及び見込みを持てなくなる（法及び手続に対する信頼を失っていく）。その結果、特定の在留資格や申請方法を避けるとともに、現状の入国審査傾向に合致するような方法論を申請者側で対策する変化（移民傾向の変動要因）があった。

以上

本報告は、2016年度立教大学学術推進特別重点資金（立教 SFR）の支援を受けたものです。